

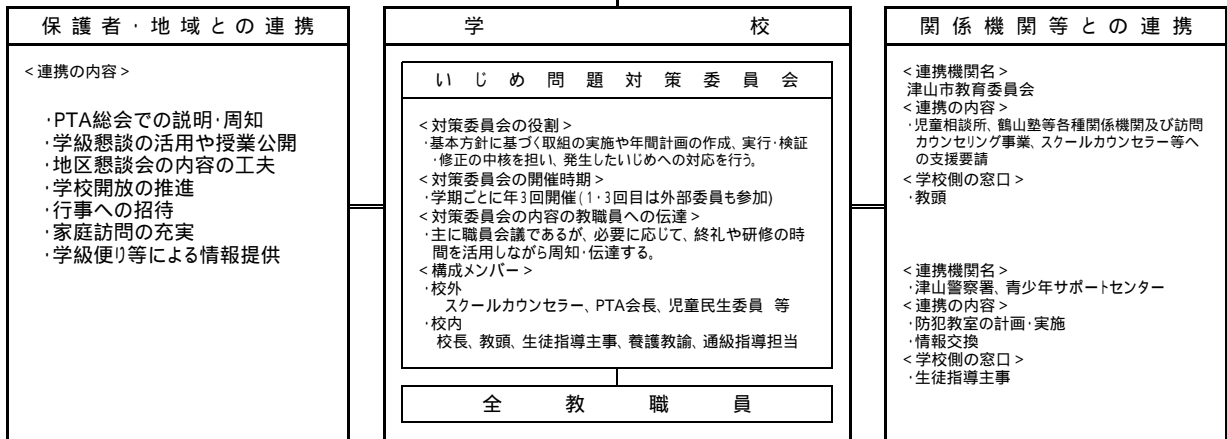
津山市立西小学校 いじめ問題対策基本方針

めざす子ども(生徒)像

- ・身近な不合理に気づき、解決していかうとする子
- ・自他共に尊重しようとする感覚や連帯感を持ち、行動する子

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめは許されないことであるが、どの学級においても起こりうること、どの児童においても被害者や加害者、観衆または傍観者にもなりうるという認識に立って指導、対応に当たる。(いじめの四層構造)
 いじめの未然防止を根本的対応としてとらえ、アンケートや教育相談による見立てを行い、児童のようすの交流を日常的に図るなど、積極的な取組に努める。(根本的対応)
 いじめを受けやすい児童といじめをしやすい児童の傾向、また、いじめが起こりやすい環境についてのアンテナを高くし、早期発見に努める。(早期発見)
 事案に際しては、当該児童について、広い視野に基づいた多角的な支援を要するため、チームでの対応を旨とする。また、役割分担を明確にして、組織としての迅速かつ適確な対応のもと、いじめの早期解消を図る。(緊急的対応)
 事案に関わる当該児童等の保護者との懇談においては、まずはじっくりと耳を傾け、誠意をもって対応する。(受容的態度)



学校が実施する取組

いじめの防止	<p>いじめを許さぬ学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さぬ気風 ・いじめに気づく集団 ・級友を大切にす明るい学級 ・個性を認め合う学級 <p>全校朝の会での校長講話、生徒指導担当者による「くらしの話」、児童会活動を中心とした「人権週間」への取組</p> <p>インターネット等を通じたいじめに対処するための啓発活動・情報モラルの学習</p> <p>学校の指導体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止へむけての共通理解 ・人権に関する研修の充実 ・教育相談の充実 ・参考図書、指導資料の充実 ・アセス、Q-U等アンケートの実施・活用 ・養護教諭との連携 ・横の連携とのこまめな報・連・相および確認 ・職員会議、運営委員会、ケース会での情報交換 <p>学校と保護者・地域社会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談の活用や授業公開 ・地区懇談会の内容の工夫 ・学校開放の推進 ・行事への招待 ・家庭訪問の充実 ・学級便り等による情報提供
早期発見	<p>いじめ問題に対して職員のアンテナを高くするための共通理解事項</p> <p>授業中、特定の子の言動に対し、フーッとはやしたてる。(例)席替えのとき、ある女の子の隣になった男子を周りの子がはやしたてる。その男子も嫌がる。「苗」などの言葉を使う。(例)特定の子の持ち物に触れようとし、特定の子が座った後の席に座ろうとしない。</p> <p>物が盗まれたり、壊されたりする。仲間はずれにされる。(例)遊びでいつもやらせ役になる。集中的に狙われる等。班机にする際、かすかに机を離そうとする。</p> <p>いじめられる児童の傾向と様子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表情が暗い ・衣服が汚れている ・保健室によく行く ・ノートに悩みごとを書き込んだりする ・「が辛い」「つまらない」等をつぶやく ・席替えで隣の子に嫌がられる ・持ち物の不自然な紛失がある ・持ち物に落書きをされる ・よく命令される <p>いじめを行う児童の傾向と様子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の劣等感を人をいじめることで満足感に変える ・不満耐性が弱い ・集団の中で自己顕示欲が強い ・自己中心的で他人に迷惑をかけがち ・相手の気持ちや立場を思い測れない ・多数に依存し自己が確立していない
いじめへの対応	<p>事実関係の把握</p> <p>被害の様態(ふざけ～犯罪) 被害の状況(時・所・回数・関わった児童等) 集団の構造(被害・加害・観衆・傍観) いじめの動機・背景</p> <p>被害児童の状況(心理面、身体面等) 加害児童の状況(心理面等) 保護者・他教師等様々な角度からの状況把握 他の問題との関連</p> <p>指導方針の確認と指導体制の確立</p> <p>いじめ対策委員会を開催し、組織的ないじめ対応について具体的な指導方針と指導体制を計画する。</p> <p>関係者への指導・援助</p> <p>被害者となった児童を最後まで守りぬくことを最優先に、当該児童及び関係者、またその保護者に対して支援を行う。</p> <p>被害者への指導</p> <p>支えてもらえる実感(・つらさを傾聴する・被害防止対策・級友や他教師の援助・交換日記による支援) 目に見える対応(・パトロールの実施・加害児童への指導)</p> <p>人間関係の改善 課題解決への援助</p> <p>加害者への指導</p> <p>心理的責任を果たす (・事実関係等の確認・自己の非への気づき(スキミング・感動体験・癒し)・相手への共感と謝罪・相手の不利益の回復)</p> <p>法的な責任を果たす (・出席停止・懲戒等・不法行為責任=民法・犯罪行為責任=刑法)</p>